

第8回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和7年10月20日（月）13時30分～14時50分
- 2 場 所 市役所車庫棟会議室2・3
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について
協議事項 令和8年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書検討委員会の設置について
報告事項(1) 令和7年度農地等利用最適化推進施策に係る取り組み状況について
報告事項(2) 農地改良等届出書の提出について
報告事項(3) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(4) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 25名(別添名簿のとおり)
- | | | |
|-----|--------|---------|
| 事務局 | 事務局長 | 澤 口 紀 子 |
| | 農地係長 | 大 道 学 |
| | 主任 | 長 代 美 穂 |
| 農政課 | 課長 | 木地谷 淳 |
| | 農政係長 | 宇 部 泰 洋 |
| | 畜産係長 | 山 口 雅 之 |
| | 農村整備係長 | 田 中 和 忠 |

第 7 回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	
13	中 塚 義 弘	
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
13:30 開会 会長	ただいまから、令和 7 年度第 8 回久慈市農業委員会議を開会いたします。(会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。1 番外里委員、6 番宇部文人委員、9 番大鹿糠委員、12 番宇部慎二委員、13 番中塚委員より欠席通告がありました。以上です。
会長	<p>それではこれより議事に入ります。議事録署名委員及び会議の書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第 10 条に規定する、議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしということでございますので、議事録署名委員には、2 番三上委員、3 番鹿糠勢津子委員、お願いします。書記には事務局の大道係長を指名いたします。それでは議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
長代主任	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可について、付議番号 1 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りとなっております。譲渡人は相続により取得した農地を管理耕作できないこと、また譲受人である農地所有適格法人の農業経営拡大のため売買するものとなります。売買額は〇〇万円と伺っております。譲受人は農地取得後も引き続き水稻を作付するということで伺っております。以上で議案第 1 号の事務局からの説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。続いて現地調査委員からの報告をお願いします。安堵城委員お願いいたします。
安堵城委員	場所は〇〇センター近くの農道から 150m ぐらいのところにある田んぼでした。刈取りは綺麗に終わっておりましたので水田に間違いがないことを確認してきました。審査をお願いします。
会長	<p>現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>(鹿糠勇委員 挙手)</p> <p>鹿糠勇委員。</p>

	発言主旨
鹿糠勇委員	現地調査員によれば、田んぼだということですが、農業経営を拡大するために、田んぼとして使うわけですか。
長代主任	米を作ると聞いております。
鹿糠勇委員	わかりました。
会長	他にございませんか。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	農地所有適格法人の経営の内容等わかりますか。教えてください。
会長	会社概要のようなものですか。事務局説明願います。
長代主任	農地所有適格法人ですが、主に畜産をやっている法人になります。規模的には母豚800頭、子豚1万頭、従業員は16名ということをお伺いしております。養豚の他にも、米の生産販売、肥料の製造販売、農作業の受託など農作業もあることを、定款や履歴事項証明書等により確認しております。以上です。
城内推進委員	わかりました。
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) それでは質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第1号について特に意見がないものとしてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 意見がないものとして決しました。次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。
長代主任	議案第2号農地法第5条の規定による許可について、付議番号1番、土地の表示、譲渡人、譲受人、転用事由はそれぞれ記載の通りとなっております。今年度6月の総会で転用許可となっている〇〇会社の社員寮に関連する申請となります。車道から社員寮までの通路部分の幅員を

	発言主旨
	<p>広げるため追加の申請となります。土地の売買額は〇〇万円と伺っております。</p> <p>付議番号2番、土地の表示、譲渡人、譲受人、転用事由はそれぞれ記載の通りとなっております。本申請地は自己住宅を建築するための売買で、土地の売買額は〇〇万円と伺っております。以上で議案第2号の事務局からの説明を終わります。</p>
会長	<p>続いて現地調査員からの報告を願います。安堵城委員お願いします。</p>
安堵城委員	<p>付議番号1番、場所は〇〇の所から左に入って行った所になります。前に申請が出て許可になったところですが、社員寮の通路として、ここを取得しないと通れないので、やむを得ないと現地を確認してきました。付議番号2番、場所は門前の〇〇の裏通りになります。周りも宅地化されておりました。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>議案第2号について、事務局と現地調査委員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第2号について特に意見がないものとしてよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは意見がないものとして決しました。次に議案第3号農地法の適用外証明願いについてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。</p>
長代主任	<p>議案第3号農地法の適用外証明願いについて付議番号1番、土地の表示、願出人、地目変更しなかった理由は記載の通りです。本申請地ですが、申請者は相続により取得しており、相続前にはすでに駐車場として使用されていたため農地としての認識がなく、農地法の手続きをしていなかったとのこと。補足ですが、本申請地は小久慈地区での利用状況調査がきっかけで地目現況が異なっていたことが判明し、所有者本人に事務局にて確認指導し、提出されたものであることを申しえます。</p> <p>付議番号2番、土地の表示、願出人、地目変更しなかった理由は記載の通りです。本申請地ですが、所有者の自宅に隣接し面積の小さな農地ですが、自宅を建設した際に、一緒に宅地変更したものと思っていたため、手続きをしないまま、住宅の増築をしてしまったとのこと。付</p>

	発言主旨
	<p>議番号 3 番、土地の表示、願出人、地目を変更しなかった理由は記載の通りです。本申請地は昭和 49 年に住宅が建設された際に手続きをしていなかったようで、申請人が相続したことにより覚知し、適用外証明願いを提出したものです。</p> <p>以上で議案第 3 号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。続いて現地調査委員からの報告をお願いします。下館定一推進委員お願いします。</p>
下館定一 推進委員	<p>付議番号 1 番、場所は〇〇郵便局を過ぎて〇〇橋を渡り、T 字路を小久慈方面に曲がった右の角が現地になります。すでに駐車場になっておりまして、これはしょうがないと思って見て参りました。</p> <p>付議番号 2 番、〇〇学校に向かって行くと左側に〇〇があり、そこを左折してまた左に曲がります。周りは宅地になっており道路も何もない状態のところでした。面積も狭いし、農地としてはもう無理だろうというふうに見て参りました。</p> <p>付議番号 3 番、〇〇学校の方に向かって行くと〇〇が右側にあります。ちょうど真向かいになります。道路沿いで面積も小さく、草も生えていて農地とは言えないような状態でした。やむを得ないのかと思って見て参りました。ご審議いただきたいと思います。以上です。</p>
会長	<p>議案第 3 号について事務局と現地調査委員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 3 号について特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、意見がないものとして決しました。次の議案は農業委員会法第 31 条の規定、議事参与の制限により、小倉推進委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>（小倉推進委員 退室）</p> <p>それでは、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
大道係長	<p>議案第 4 号農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案が提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会</p>

	発言主旨
	<p>の意見を求めるとなっております。農地中間管理機構を通じて農地の賃借を行うものとなります。譲渡人、譲受人は記載の通りとなります。件数は62件、79筆について10年間の賃貸借権を設定しようとするものです。記載されております農地ですが、すでに農地中間管理機構を通しまして賃貸借しているもので、本年度末に満了予定で、継続の合意に至り、更新しようとするものです。譲受人は記載の通り、水田として利用すると伺っております。以上で議案第4号の説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第4号についての説明が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) なしという声があります。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第4号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) それでは意見がないものとして決しました。それでは小倉推進委員の入室をお願いします。 (小倉推進委員 入室) 続きまして、協議事項に入ります。協議事項、令和8年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書検討委員会の設置についてを議題といたします。事務局より説明を願います。</p>
大道係長	<p>例年皆さまからご協議いただき、市に対して提出しております農地等利用最適化推進施策に係る意見書について、内容を精査していただきたく、検討委員会の設置をお願いしたいものです。別紙をご覧願います。委員構成案であります。農業委員から4名、推進員から4名、合計8名になります。田村会長、内久保職務代理、宇部文人委員、大鹿糠委員、間推進委員、大崎推進委員、小倉推進委員、下館靖推進員に事前に打診させていただき、本日、立候補することがなければ致し方ないということをお願いし、ご提案させていただきますことを申し添えます。検討委員会設置についてご協議のほどよろしく願います。</p>
会長	<p>ただいま委員会の委員構成の説明ありました。皆さんから質問等ございましたらお願いいたします。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>提案された名簿については異議ありませんが、8名の制限があるのでしょうか。もし10名でもいいのなら、ぜひ女性の委員の2人ぐらい</p>

	発言主旨
	ですね。やっていただければいいと思いますがいかがですか。
会長	大道係長。
大道係長	人数ですが任意の特別委員会ですので、制限はございません。ご本人のご承諾をいただければということになるかと思えます。ご協議をお願いします。
会長	城内推進委員から女性の方も委員会の中に入れた方がいいのではないかとというご意見がありますが、事務局の説明ですと、人数に制限がないということでございます。いかがいたしましょうか。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	本日出席されております鹿糠勢津子委員と木村委員にお願いできればと思いますが、お取り計らいをお願いします。
会長	急遽ですが、検討委員の中に鹿糠勢津子委員と木村委員お二人にお願いしたいということですがいかがでしょうか。 (鹿糠勢津子委員、木村委員 了承) ありがとうございます。よろしく申し上げます。それでは 10 名での構成で検討委員会を設置することに決しましたので、委員となられた方々、ご対応よろしく願いいたします。 (農政課 入室) 次に、報告事項 (1)、令和 7 年度農地等利用最適化推進施策に係る取り組み状況についてを議題とします。農政課の木地谷課長よろしく申し上げます。
農政課 木地谷課長	令和 7 年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書に対する取り組み状況について説明させていただきます。久慈市の事業に関すること (1) 農業担い手の育成確保対策についてであります。まず、①の新規就農者の早期経営安定に向けた取り組み等についてであります。国の新規就農者育成総合対策事業による資金の交付や、県単補助を活用した生産機械施設への助成、融資返済の利子補給を行っております他、農業技術や経営管理の課題解決に向け、関係機関と連携したサポートを行うなど、複合的な支援を実施しているところでございます。なお、新規就農者育成総合対策事業につきましてもは全国市長会等を通じ、要件緩和

	発言主旨
	<p>等について要望しているところでございます。次に②の地域計画の推進等についてであります。昨年度において市内 8 地区の計画を策定したところでありますが、今後策定した計画のブラッシュアップに取り組むこととしており、今年度は県と連携し小久慈地区を重点的に取り組むこととしております。他の地区も含めて、引き続き農業委員会を始めとした関係機関団体と連携し、ブラッシュアップ、そして取り組みの支援等を行って参ります。次に、③の認定農業者の育成確保関係組織への支援等について、認定農業者に対しましては、制度の活用等について関係機関団体と連携し、随時、情報提供を行っているところでして、引き続き事業の導入の希望がありましたら、活用に向けた支援を行って参ります。また認定農業者組織の充実におきましては、認定要件を満たす方に認定農業者の資格取得を促し、認定を受けた方には久慈市中核農家クラブへの加入を進めているところでございます。引き続き情報収集や声かけに努め、認定の資格取得の促進、組織の充実を図って参ります。次に④ 6 次産業化の促進、農商工連携及び農福連携についてですが、取り組みを希望する生産者の方に対しましては、各種支援制度の情報提供を行いますとともに、関係機関と連携し、支援していくこととしております。また、グリーンツーリズムにつきましても自然環境を生かした体験型観光の振興に努めて参ります。次に (2) 優良農地の確保と地産地消対策についてであります。この項目では 7 つのご意見をいただいたところでございます。①土地改良区への支援についてであります。土地改良区の管理施設における多面的機能の発揮や防災機能に係る影響を勘案し、事業導入に関する情報提供及び支援等について必要に応じて行っております。②学校給食への地元食材供給、子供たちの農業体験学習の充実などによる地産地消の推進についてであります。給食食材につきましましては生産者や J A 等と連携し、学校給食で使用する久慈市の食材の割合をふやせるよう研究して参ります。また久慈市地産地消推進条例等に基づきまして、子供たちへの農業体験学習に対する支援、短角牛肉など地元産食材の積極的な利用に向けた飲食店等のマッチング、地産地消ふれあい給食、久慈地方産業まつりなどの集客イベントを利用した啓発に取り組みながら地産地消の推進に努めて参ります。③多面的機能の確保や耕作放棄地の発生防止に向けた中山間地域等直接支払制度の継続についてですが、今年度からの第 6 期対策につきましましては、地域からの要望を受け、3 集落等において協定の締結が予定されておりました、今後とも地域ぐるみの取り組み支援、農村環境の保全に努めて参ります。④多面的機能支払交付金等の活用による営農環境の改善についてですが、現在 10 団体が本制度を活用してお</p>

発言主旨

りまして、今後におきましても、地域の要望を踏まえながら、支援して参ります。⑤鳥獣被害の防止対策、電気柵設置への支援等についてですが、近年目撃が増加しておりますニホンジカやイノシシ等を始めとした有害鳥獣の被害防止対策につきましても、その対策を効果的に実施するため、久慈市鳥獣被害防止計画に基づく久慈市鳥獣被害対策自治体の定数について昨年度増員しており、今後におきましても、関係機関団体と連携を図りながら被害の防止に努めて参ります。ツキノワグマにつきましても市内において、多数目撃が確認されておりますことから、住民への注意喚起、追い払いや許可に基づく捕獲等に取り組んでいるところであり、農業者等が組織する団体が被害対策として実施する電気柵設置への助成につきましても、引き続き実施して参ります。⑥農業振興区域外における排水量の維持管理についてですが、受益者の方々がその維持管理を行っているところでございまして、災害により農業用施設が被災した場合には補助事業等を活用し、営農に支障がないよう復旧を支援しているところです。国、県等に対する要望に関する事項(1)原子力発電所事故に伴う被害対策についてです。原子力発電事故やアルプス処理水の海洋放出に係る風評被害の対策についてですが、県産農林水産物の放射性物質濃度は、ほぼ基準値以下または不検出となっており、検査結果は県のホームページで生産者及び消費者に情報提供されているところです。アルプス処理水の処分に係る風評被害を含め、今後とも関係機関と連携し消費者に向けた不安の払拭、販売増進消費拡大のため各種補助事業を活用しながらのPRに取り組んで参ります。(2)国際農業交渉への適切な対応についてです。国際農業交渉の合意に伴う農業への影響に向けた政策の構築、国際農業交渉における国境措置の確保についてであります。農業に関しましては、様々国際協定が結ばれているという状況ですが、国では我が国の農林水産業が発展し、将来にわたって、その重要な役割を果たしていけるよう交渉し、農林水産物食品の輸出拡大に繋がる結果の獲得を目指すというふうに話しております。これらの交渉結果につきましても、国内の農業に与える影響が極めて大きいことから、当市のような、中山間地域における中小規模の形態、農業者の皆様が安心して営農を継続できる政策が推進されるよう機会をとらえ、市長会等を通じ要望して参ります。(3)担い手の育成支援と農業経営安定対策についてです。経営所得安定対策に係る助成水準の維持、水田活用の直接支払交付金に係る柔軟な運用などについてですが、市といたしましても、細やかな周知に努めているところでありまして、産地交付金の予算枠の拡大に向けた要望や、収入保険制度の加入率向上に向けた取り組みなどを行って参ります。な

	発言主旨
	<p>お、国では水田活用の直接支払交付金など、水田政策につきまして令和9年度から根本的に見直す検討を進めているところで、農業者への影響が緩和され、担い手に効率よく農地を集積できるよう、関係機関団体と協力し要望を行って参ります。(4) その他の農業政策等に関する事項についてですが、4つのご意見をいただいております。①米などのオリジナル品種の開発、山ブドウや寒じめほうれん草のブランド化促進に向けた情報発信の強化、銀河のしずくの久慈地方の栽培適地を拡充することについてですが、当地域に適した水稻新品種である白銀のひかりが間もなく本格デビューを迎えるということになっております。市内でも収穫は、ほぼ終わっているものと思われませんが、今年県内を中心に販売が行われますことから、市内のスーパーなどでも手にしていただけるものと考えております。ブランド力の確立へ向けましては、県が中心になって取り組んでおりますが、市といたしましてもその振興に取り組んで参ります。産地間競争に勝てるオリジナル品種の開発やブランド化、販売戦略の推進につきましては、今後も重要であると認識しておりますことから、機会をとらえ関係機関等に要望して参ります。なお、寒じめほうれん草につきましては、すでに認可済みでありますルテイン含有に係る機能性表示等を積極的に活用しながら、他産地と差別化を図りながらPRして参ります。また、県のブランド米であります銀河のしずくですが、久慈市からの要望もありまして、令和3年度に条件つきで市内の一部で栽培適地となっております。なお、資料で大川目町と長内町と記載しておりますが、大川目町と小久慈町でありましたので、お詫びして訂正いたします。</p> <p>②再生可能エネルギーへの転換の推進についてです。太陽光発電や風力発電など、多様な再生可能エネルギー導入の取り組みを推進することはCO₂の削減、エネルギー政策上のリスク分担という観点からも重要であり、引き続き関係機関に要望して参ります。③農畜産物全体の需要減退への影響に対する経営資金支援などのセーフティネットの強化、サプライチェーンの複線化などのリスク対策についてであります。農業者の不安の払拭に向け、国の動向を注視して新たな制度活用など迅速な対応に努めて参ります。また必要なときに資金を円滑に借りられるよう、利用条件の1つである中心経営体の認定や認定農業者及び認定新規就農者の制度の認定拡充に努めて参ります。他、サプライチェーンの複線化につきましても、JAや生産者と協議しながら研究を進めて参ります。④再生産できる米価農畜産物価格を実現するための価格保障制度の充実についてですが、価格補償制度につきましては、農作物に関しまして経営所得安定対策等による支援が行われており、畑</p>

	発言主旨
	<p>作物の直接支払交付金や米、畑作物の収入減少影響緩和交付金などが導入されております他、農作物の需給変動等による農業者の収入減少を補填する収入保険制度があり、これらの活用をさらに促進し農業者の所得安定を支援して参ります。国では水田政策を令和9年度から根本的に見直すというような方針を掲げており、経営所得安定対策等について注視して参りたいと考えております。畜産に関しまして肉用牛は、肉用仔牛価格低落に対象を目的とした補償基準価格と合理化目標価格を設定する肉用仔牛生産者補給金制度、肥育牛の標準的販売価格が標準生産費を下回った際に交付される差額の9割は交付される肉用牛肥育経営安定交付金制度が導入されるというところとなっております。資料の説明につきましては以上とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。意見書に対する回答の説明をいただきました。皆さんから、質問等ございましたらお願いします。 (安堵城委員 挙手) 安堵城委員。</p>
安堵城委員	<p>ブラッシュアップの意味をお聞かせください。あと、久慈市の鳥獣被害の対策で熊は駆除対象になっていますか。</p>
農政課 木地谷課長	<p>ブラッシュアップとは見直し、磨き上げといった意味合いになるかと思えます。地域計画で10年後の農業を描くという計画を見直しながら、より良くしていくといった事になります。熊等の鳥獣被害の駆除等の詳細に関しては、担当が林業水産課になりますので、後ほど確認してから回答させていただきたいと思えます。</p>
会長	<p>久慈市の猟友会会員でいらっしゃる小倉推進委員、熊は駆除対象になっているかどうか教えていただけますか。</p>
小倉推進委員	<p>熊は鳥獣には指定されておりません。現在指定されているのは、シカ、イノシシで、これはほとんど年中、捕獲することができます。熊については狩猟法で11月15日から2月15までの間は鳥獣被害ということではなく捕獲することができます。熊に関しては、今現在かなり出ているので、被害が想定される発見される、そういった場合については、被害対策ということで捕獲が可能になります。ただこれは、県或いは久慈市の認可が必要でございまして、これまでもかなりの捕獲が久慈市内では</p>

	発言主旨
	<p>発生しております。あくまでもこれは被害が出た場合の捕獲だけでございます。昨日も小久慈町で捕獲したんですが、今日もこれから、また罠の設置に行くことになっております。いずれそういった被害が想定される、或いは被害が出た場合の対処についてはそれぞれ市町村が許可を出すことになっております。</p> <p>(鹿糠勇委員 挙手)</p>
会長	鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	有害駆除はどうなっているのですか。
小倉推進委員	県と久慈市で許可を出すことになります。
鹿糠勇委員	県と久慈市両方が許可を出さないと駆除できないのですか。
小倉推進委員	そうなります。それぞれの市町村が発令する市街地における銃猟は各市町村長の権限になります。それを狙撃する猟友会員がいるかいないかちょっと不安です。
安堵城委員	人的被害があった場合もこのようなルールに従うことになりますか。最終的には市長の判断ということになるんでしょうか。
小倉推進委員	これは10月から施行されます。ですから被害が出なくても、その被害が想定される事案等についても対象になると思われます。
会長	<p>小倉推進委員ありがとうございました。よろしいですか。</p> <p>(成田委員 挙手)</p> <p>成田委員。</p>
成田委員	<p>(2) ①土地改良区について、最後の方に情報提供及び支援等についてとありますが、支援等とは具体的にどのような事なのか。</p> <p>(4) ②再生エネルギー関係ですが、国等関係機関に要望とありますが、どのような要望なのかお聞かせ願います。</p>
会長	木地谷課長。
農政課	土地改良区への支援等についてということでの質問でしたが、直接

	発言主旨
木地谷課長	市が単独で何かを支援するというものはやってないんですが、必要に応じて国の事業とか県の事業等ありますので、そのつなぎや、情報提供等の側面的な支援というところが主体かなと思っております。それから再生可能エネルギーについての要望というところですが、直接農業と関係するという話ではないですが、久慈市といたしましても再生可能エネルギーの導入というところに関して様々取り組みを行っているところです。最近ですと洋上風力発電等そういったところの取り組みを実施しておりまして、いずれ国、県、関係機関等の連携がなければ進まない事業となっております。再生可能エネルギーに関しまして、様々な連携が必要になってくるというものになっておりますので、そういった形での要望等を行っているというところでございます。
会長	他にございませんでしょうか。 (鹿糠勢津子委員 挙手) 鹿糠勢津子委員。
鹿糠勢津子委員	(2)②ですが、学校給食で地産地消対策をやりました、ということで報道はされておりますが、子供たちの農業体験学習を充実などありますが、現在どれぐらい市内で農業体験学習を実施されていますか。小久慈小学校がやっているのは知っていますが、野田村等は報道でよく見ますが、久慈市の発信があまり見られないのでお聞きしました。
農政課 木地谷課長	各学校では畑を作ったり、色々やっていますが、種や苗の助成は久慈市で支出しており、現在小学校は市内12校、中学校は3校というところになっております。おっしゃる通り情報発信は非常に大事だなと思っています。学校と連携しながらPRに努めて参りたいと思っております。
会長	補足ですが、侍浜小学校の場合は毎年5年生を対象に、私の牧場で牛舎を回って仔牛を触ったり、トラクターを並べて乗せたり、最後は牧草ロールに絵を書かせたりと2時間ぐらいやって結構楽しそうにしています。 (鹿糠勢津子委員 挙手) 鹿糠勢津子委員。
鹿糠勢津子委員	牧草ロールアートですが、葛巻町や岩手町等は積極的に報道されていますよね。久慈市もそういった取り組みをしていることを、もっと発信

	発言主旨
	<p>する必要があるのでないでしょうか。続きますが、(1) 地域計画の関係ですが、ここ2年ぐらい積極的に将来を見据えて取り組みましようとなつていますが、久慈市の計画も形はできたけれど、現状農業者のデータも入っていないのが、今の久慈市の地域計画の中身じゃないですか。農業委員会にも責任がある、その中で現状把握をいつまでにするのかという最低目標、期限を定めた取り組みがなければ、中々前に進まないのではないかと思うのですがいかがですか。</p>
農政課 木地谷課長	<p>現状把握がされてないところが、まず久慈市の地域計画の課題になっているというようなご指摘だったかと思います。おっしゃる通りです。農業委員会事務局と地権者に対する調査を一部進めているところで</p>
事務局長	<p>地域計画の利用状況調査は、今年度は調査をするという方向で進めております。先月の会議で調査票を郵送するとご説明しましたが、予算の関係等で時期が多少遅くなるかもしれません。計画は随時更新していくものですので、令和5から6年度に1回調査はしているということになっておりますので、まず年度内は調査を進めることを目標にしております。</p> <p>(鹿糠勢津子委員 挙手)</p>
会長	<p>鹿糠勢津子委員。</p>
鹿糠勢津子委員	<p>地域計画は農業委員会が主体ですか、農政課が主体ですか。</p>
農政課 木地谷課長	<p>地域計画につきましては、市がつくるということになっております。その中で役割分担があります。策定は市なんです、目標地図は農業委員会の方でやっていただくというのが、国が決めたそれぞれの役割分担となります。他には県が指導する役割になっています。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>(内久保委員 挙手)</p> <p>内久保委員。</p>
内久保委員	<p>令和9年度から大規模な見直しが行われるという農業政策ですが、今から2年間で根本から変わることが十分あり得ると思っています。農政課に何らかの情報が事前に入ってくると思いますので、その際に</p>

	発言主旨
	は農家に対しての説明より前に農業委員会の会議等でぜひ情報伝達をお願いします。これは要望です。
農政課 木地谷課長	おっしゃる通り、国の農業政策が様々で動きが激しく新聞等見ても、様々な情報が報道されているという印象を持っております。情報提供につきましては、国等から来る情報もタイミングを捉えて、情報提供をさせていただければと思っております。 (下館靖推進委員 挙手)
会長	下館靖推進委員。
下館靖推進委員	我々は今、利用状況調査をしておりますが、亡くなっている方の名前で載っている等が結構あります。分担があるかもしれませんが、農業委員会と農政課と連携して進めるようにお願いしたいと思っております。
農政課 木地谷課長	市で策定するとか、役割分担はあるんですが、郵送等に関しても話をしながら進めておりますし、先ほど言ったような亡くなった方、もう連絡がつかない方はどうしてもいると思っております。目標地図全部に色を塗らせるのが、最終的な目標だとは思いますが、委員の皆様にも様々ご苦勞をおかけしている話も聞いております。農業委員会さんと一緒に話をしながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。
会長	他に何かございますか。 (木村委員 挙手) 木村委員。
木村委員	寒じめほうれん草についてですが、温暖化の影響だけじゃないと思うんですが生産者すごく減ってきているんですね。いつまで久慈の特産品として寒じめほうれん草をやっていけるのかと感じています。なぜかといいますと、私は野菜ソムリエとしては5、6年前から寒じめほうれん草のPRを冬場にやっていますが、イベントに合わせて寒じめほうれん草を生産できないというのが、必ず毎年出てきています。イベントをするのもお金もかかることなんです。私たち、みんなギリギリのところをやっているんですが、他産地との差別化とあるんですけど、これは具体的にはどんなことなんでしょうか。PR活動をしている人に対しての助成金っていうのはあるんでしょうか。

	発言主旨
農政課 木地谷課長	寒じめほうれん草の振興について取り組んでいただいているということで、大変ありがとうございます。ここ数年気候が大幅に変わってきているという状況がありまして、今年も猛暑の中で、皆様のご苦勞非常に大きいと思います。ほうれん草につきましても、なかなか取れなくなってきたり、離農してる方が結構増えているという話も伺っています。PRの助成につきまして、市としての事業はないところです。寒じめほうれん草をいつまで地域の特産にしていくかというお話もありましたが、この地域がほうれん草で農業振興が成り立ってきた部分もあるものと思っております。将来を見越しながら、県の振興局農政部、普及センター等の指導も受けながら、この先どういうふうに振興していくかということを含めて関係機関、農協も含めて団体とも連携しながら、一緒に検討して参りたいと考えております。
会長	役所側も苦慮しているということでご理解下さい。他に何かありますか。 (鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	土地改良区についてです。水路の管理についてですが、どこの地区でも非常に困っています。農政課に土地改良区の職員はいるのですか。
農政課 木地谷課長	土地改良区の職員は市役所にはおりません。
鹿糠勇委員	事業に関してはあくまでも土地改良区がやっているということですか。改良区に聞くと市役所に担当者がいますと聞きました。
農政課 木地谷課長	多面的機能支払交付金に関しては、市役所に担当がおりますが改良区の事業そのものは改良区が行うことになっております。
鹿糠勇委員	多面的事業の草刈とか側溝上げとかは、多面的事業でやるんですよね。例えばU字溝側溝が壊れたとか、水害で入ったとかという時は対象になるのですか。水路を掘れない、生活雑排水は出しているの、臭くなったり埋まったりしている状況をどこに相談すればいいのか、改良区では市役所と相談すればいいと言うわけです。どこに行っても相談すればいいのかがわからない状態です。

	発言主旨
農政課 木地谷課長	多面的交付金の中で修繕等、やれる部分がありますので、一度農政課の方に相談に来ていただければと思います。一義的には改良区の施設なので、改良区の方でどうするかではあるかと思いますが、その交付金を使ってやれる内容について紹介できるかと思います。交付金自体は市から交付しております。
鹿糠勇委員	用水路についてですが、例えば米農家の場合だったら 210 日、9 月 1 日まで水を使いますが、防火水としても使うわけです。例えば火事が起きた時、用水路の水が切れていけば消火ができないんです。改良区に言わせれば、そういう時に使うのではないと言うわけです。こういった場合どこに相談したらいいのですか。
農政課 木地谷課長	防火防水についてまでのイメージはなかったんですが、それぞれ個別の対応になると思いますので、後でまた聞かせていただければと思います。
会長	後でということですので、よろしく願いします。他に何かございますか。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	多面的機能交付金についてですが、久慈市の予算が通ってから、それぞれのところに配分されるわけですが、畑田地区等は土地改良区に事務局をお願いして、改良区は総会を開き、今年はどういうふうになるかと相談しながら、水路を直したり、草を刈ったりしていますが、交付金の役割は非常に身近なところをやれるというところがいいと思いますし、一定の役割を果たしてきたと思いますので、市としても予算を下げるとかではなく、さらに増やしてもらおうように努力していただきたいと思います。
会長	みなさんからは、よろしいでしょうか。最後に、農政課からお願いがあるそうです。木地谷課長。
農政課 木地谷課長	この取り組み状況の中で、先ほど質問等もありました地域計画のブラッシュアップで、今年度、県との連携で、まず小久慈地区から見直しブラッシュアップを進めていこうという話になっております。30 日に

	発言主旨
	小久慈地区での座談会にご参集いただくよう、委員の皆さんにもご案内を差し上げておりましたので、ぜひ出席いただきまして、良い計画になるようご指導いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。
会長	それでは農政課の皆さん、ご対応ありがとうございました。ここで退席となります。 それでは次に報告事項(2)農地改良等届出書の提出についてを議題とします。事務局お願ひします。
長代主任	報告事項(2)農地改良等届出書の提出についてにご報告いたします。土地の表示、申請人は記載の通りです。届出内容ですが、現在田に盛土をして畑にしている状態で、元の田んぼに戻すため土を撤去するという内容になっております。以上で報告事項(2)を終わります。
会長	報告事項ですのでよろしいですか。次に報告事項(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出についてを議題とします。
長代主任	報告事項(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告いたします。全部で6件、すべて相続によるものです。以上で報告事項(3)の説明を終わります。
会長	次に報告事項(4)会務報告についての説明を願ひします。澤口局長お願ひします。
事務局長	(会務報告 令和7年9月23日～令和7年10月20日)
会長	報告事項(5)その他でございます。皆さんから何かございますか。 〔なし〕の声 なければ事務局から、お願ひします。
大道係長	明後日の農業委員会県外視察についてご説明します。参加者15名の予定となっております。10月20日市役所、西口ATM前に7時半にご集会いただければと思います。三沢のフラップアグリ北三沢に1時間半ほど研修をお願いしております。その後、みちのく有料道路を経まして道の駅浪岡で昼食を取り、1時半から有限会社豊心ファームにて研修を2時間ほどお願いしております。宿泊先は弘前市、夕食はホテルから

	発言主旨
	<p>徒歩 1 分のところで食事をしていただく予定です。翌日の研修先については、鱒ヶ沢町光信公の館というご意見ございました。弘前から 1 時間ぐらいで行けるということでございます。ご意見等頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。説明は以上になります。</p>
会長	<p>質問ございますか。 (「なし」の声) 参加する方は遅れないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。他に事務局からありますか。</p>
長代主任	<p>農業者年金の加入推進動画を多くの方に見てもらいたいと思ひておりますので、11 月の総会の開始時間を 10 分早めて、20 分間動画を先に流させていただきますと考へております。来月の案内で集合時間を変更してご案内しますので、確認をお願ひします。以上です。</p>
城内推進委員	<p>他にございますか。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>熊対策の関係で、市民の方から農地に柳とか葦とかが立っているの、ぜひ刈って欲しいという声が届いています。農業委員会は何か考へていないのかと言われてました。農業委員会は草刈りの担当ではないのですが、農地であれば農家に対して草刈りの促進を要請したりできないのかということでしたが、みなさん何かいい案はないでしょうか。検討していただきたい。</p>
会長	<p>防災無線等で草刈をしてくださいと放送するしかないのではないのでしょうか。農業委員の我々も率先して草刈をしていきましょう。農政課にも、こういう意見が出ましたという事は伝えておきます。 以上をもちまして第 8 回の農業委員会議を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。お疲れさまでした。</p>
14 : 50 閉会	